和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項の規定に基づき置かれる公立の<u>高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒の授業料に相当する額を予算の範囲内で交付する</u>ものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国要綱」という。)及び和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受給資格)

- 第2条 国要綱第3条第1項に規定する専攻科支援金は、県内の公立高等学校に置かれる専攻科に在学する生徒であって、次に掲げる各号のいずれにも該当する者として、和歌山県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に支給する。
  - (1) 日本国内に住所を有する者
  - (2) 高等学校等専攻科(国要綱第3条第1項に規定する高等学校等専攻科をいう。)を修了していない者
  - (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
  - (4) 次に掲げる事項を在学する学校の設置者(以下「設置者」という。)に委任することに同意する者 ア 専攻科支援金の受領
    - イ 在学に係る授業料の弁済
    - ウ ア及びイに関する手続
  - (5) 保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)の収入状況が第3項の規定に適合する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者として、当該各号に定める月から同項の認定が消滅した場合は、同月から専攻科支援金を支給しない。ただし、第2号及び第3号に掲げる場合であって、天 災、傷病その他やむを得ない理由があると教育長が認めたときは、この限りでない。
  - (1) 受給権者が退学又は停学 (無期限又はその期間が3月以上のものに限る。) の処分を受けた者 当該処分を受けた日が属する月の翌月
  - (2) 受給権者の1年度における修得単位数が対象校の定める当該年度の標準修得単位数を2で除した単位数(小数点以下の端数が生じる場合は、その端数を切り上げる。)以下となることが確定した場合 当該年度の翌年度の4月
  - (3) 受給権者の1年度における出席日数が対象校の定める当該年度の出席すべき日数を2で除した日数 (小数点以下の端数が生じる場合は、その端数を切り上げる。)以下となることが確定した場合 当 該年度の翌年度の4月

- 3 専攻科支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 道府県民税所得割(専攻科支援金が支給される月の属する年度(当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による道府県民税(同法の規定による都民税を含む。)の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割(同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)及び市町村民税所得割(専攻科支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)非課税 授業料の全額に相当する額
  - (2) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合算額が85,500円未満であって、前号に掲げる場合を除く場合 授業料の半額に相当する額

(受給資格の認定等)

- 第3条 専攻科支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、専攻科支援金受給資格 認定申請書・収入状況届出書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に<u>保護者等の収入に関する</u> 書類を添付し、在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、知事が別に定める期日まで に、教育長に提出して、専攻科支援金の支給を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有すること についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 校長は、前項の申請書の提出があったときは、専攻科支援金受給資格認定申請者(届出者)一覧表(別記第2号様式)を作成して教育長に提出するものとする。
- 3 教育長は、申請者の保護者等の収入状況が前条第3項各号のいずれかの区分に該当する場合、その区 分に従い、受給資格を認定する。
- 4 教育長は、前項に規定する認定をしたときは、専攻科支援金の受給資格認定について(別記第3号様式)により、同項の認定をしなかったときは、専攻科支援金の受給資格不認定について(別記第4号様式)により、それぞれ校長を経由して、申請者に通知するものとする。
- 5 受給資格の認定は、その認定に係る申請が行われた日が属する月の初日にその効力を有する。 (収入状況の届出等)
- 第4条 受給権者は、毎年度、知事が別に定める日までに、申請書に<u>保護者等の収入状況に関する書類を</u>添付し、校長を経由してその保護者等の収入状況を届け出なければならない。
- 2 教育長は、正当な理由がなく前項に規定する日までに同項に規定する届出をしない受給権者については、専攻科支援金の受給資格を一時差し止めるものとし、その旨を専攻科支援金の受給資格の一時差止について(別記第5号様式)により校長を経由して当該受給権者に通知する。
- 3 第3条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定は、第1項に規定する届出に準用する。この場合に おいて、第3条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、同条第4項中「申請者」とあるのは「届出 を行った者」と、「専攻科支援金の受給資格不認定について(別記4号様式)」とあるのは「専攻科支 援金の受給資格の消滅について(別記6号様式)」と、同条第5項中「受給資格の認定」とあるのは「収 入状況の届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替える。

(受給資格の停止)

第5条 受給権者は、休学するときには、受給資格の停止の申出を教育長に行うことができる。この場合 において、その申出は、専攻科支援金の受給資格停止申出書(別記第7号様式)により校長を経由して 教育長に提出することにより行わなければならない。

- 2 校長は、受給権者から前項の規定による申出があったときは、その旨を教育長に通知しなければならない。
- 3 教育長は、前項に規定する通知があったときは、専攻科支援金の受給資格の停止について(別記第8 号様式)により校長を経由して当該通知に係る受給権者に通知するものとする。
- 4 受給資格の停止に係る期間(以下「停止期間」という。)については、第2条第1項の規定にかかわらず専攻科支援金を支給しない。

(受給資格の停止の解除)

- 第6条 前条第1項に規定する申出をした受給権者は、復学したときには、受給資格の停止の解除の申出 を教育長に行うものとする。この場合において、その申出は、専攻科支援金の受給資格停止解除申出書 (別記第9号様式)を教育長に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項に規定する申出をした場合であって、第4条第1項に規定する届出を行っていない場合は、前項 の申出書に申請書及び保護者等の収入に関する書類を添付して申し出なければならない。
- 3 第3条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する申出について準用する。この場合において、掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替える。

第3条第2項	前項の申請書の提出	前項に規定する申出
第3条第3項	受給資格を認定	受給資格の停止を解除
第3条第4項	認定	解除
	専攻科支援金の受給資格の認定につい て(別記第3号様式)	専攻科支援金の受給資格の停止の解除について(別記第10号様式)
	専攻科支援金の受給資格の不認定について(別記第4号様式)	専攻科支援金の受給資格の消滅について(別 記第6号様式)
	申請者	申出を行った者
第3条第5項	受給資格の認定	受給資格の停止の解除
	認定に係る申請	停止の解除に係る申出

(受給資格の消滅)

- 第7条 受給資格は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める月に消滅する。
  - (1) 受給権者が第2条第2項各号に定める者となった場合 同項各号に定める月
  - (2) 受給権者の保護者等の収入状況が第2条第3項第1号及び第2号に適合しなくなった者 当該適合

しなくなった月

- (3) 受給権者が転学した場合 当該転学した日が属する月の翌月。ただし、同日が月の初日である場合 はその月
- 2 校長は、受給権者が前項第1号又は第3号に該当した場合は、専攻科支援金受給資格消滅者一覧 表(別記第11号様式)により教育長に報告しなければならない。
- 3 教育長は、前項に規定する報告があった場合は、専攻科支援金の受給資格の消滅について(別記第6 号様式)により、校長を経由して受給権者に通知しなければならない。

(専攻科支援金の支給)

- 第8条 受給権者の受給資格の月数(停止期間を除く。)が確定したときは、知事は、当該受給権者が受けるべき専攻科支援金の限度において、専攻科支援金を設置者に支払い、設置者は、専攻科支援金を受領する。
- 2 前項の規定による支払があったときは、受給権者に対し専攻科支援金の支給があったものとみなす。 この場合において、受給権者は、専攻科支援金を請求することができない。

(設置者による交付申請)

- 第9条 設置者は、前条第1項に規定する支払を受けるため、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付申請書(別記第12号様式)により専攻科支援金の交付申請をしなければならない。この場合において、設置者は、同項に規定する支払を受ける年度における全ての受給権者の受給資格の月数(停止期間を除く。)が確定した後でなければ、当該交付申請をすることができない。
- 2 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、和歌山県公立高等学校専攻科支援金 交付申請内訳(別記第13号様式)及び当該交付申請に係る収支予算が明らかとなる書類の写しとする。 (交付決定)
- 第10条 知事は、前条第2項の交付申請に対して、規則第5条に規定する交付決定を行い、和歌山県公立 高等学校専攻科支援金交付決定通知書(別記第14号様式)により設置者に通知する。
- 2 規則第6条第1項の規定により、専攻科支援金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。
  - (1) この要綱の規定を遵守し、専攻科支援金の交付に関する事務を適正に行うこと。
  - (2) 規則第22条の規定により、規則第13条に規定する実績報告及び第14条に規定する額の確定の手続は、 省略すること。
  - (3) 専攻科支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、専攻科支援金の 授受に関する全ての関係書類とともに専攻科支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保 存すること。
  - (4) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。
  - (5) 在学する受給権者に対して、その在学に係る授業料を減免したときは、その旨を速やかに届け出ること。

(代理受領等)

- 第11条 設置者は、前条第1項に規定する交付決定を受けたときは、専攻科支援金の受領及びその有する 授業料の弁済をする。
- 2 前項の受領及び弁済は、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付請求書(別記第15号様式)を知事に 提出することによりする。

3 設置者は、その有する授業料の債権であって、第1項に規定する交付決定に相当するものに係る納入 通知書を前項の交付請求書に付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 知事は、次に掲げる各号に規定する事実が明らかとなった場合は、当該各号に定める範囲で交付 決定を取り消す。
  - (1) 偽りその他不正の手段による専攻科支援金の受給 その受給に係る専攻科支援金の全額
  - (2) 受給資格の認定の基礎となった所得割額の更正による受給資格の区分の変更 その変更前の受給資格の区分に基づき算定された専攻科支援金の全額

(支給実績証明)

- 第13条 受給権者又は受給権者であった者は、その請求により専攻科支援金支給実績証明書(別記第16号様式)の交付を受けることができる。
- 2 前項に規定する請求をする者は、知事に専攻科支援金支給実績証明書発行申請書(別記第17号様式)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

								年	月	日	
和歌山県教育委員会教育	<b>育長</b> 様										
	和歌山県公立高等学校専攻科支援金										
受給資格認定申	請書(初回	時)									
和歌山県公園	和歌山県公立高等学校専攻科支援金(以下「専攻科支援金」という。)の受給資格の認定を申請します。										
口 収入状況届出書	(2回目以	降)									
既に受給資	各の認定を	受けているため、	保護者等の収入の状況	に関す	トる 事項	質について、届け	出ます。				
						うち、いずれかの		付けてく	ください	· )	
			`	(1,0)	2 30)	J 50, V 7 4077	) L (C ) H (	1100	( / ·	0 /	
(以ての空棚)を集化す	- 1 ぶ開力1	マノギキい 畑	護者等による代筆も可能	h: -l-	. <del>2</del> 11	レルモーデは	ലി≪്ക [ി∋ി ി	L 0 34	±. π.	r P	
「留意事項」をよく読ん				E C 9	。此人	にヨだク(は、	別紙の「記入	、上の往	息」 及 (	<i></i>	
ふりがな											
生徒の氏名	姓				名						
	- Control of the Cont										
生徒の生年月日		年	月 日								
1 (1 ) ===	₹										
生徒の住所		都道 府県		i区 J村							
保護者等の電話番号											
生徒が在学する											
学校の名称											
【1 高等学校専攻科の在学	学期間につい	て】(収入状況届出	出書の場合は記載不要)								
①現在通っている学校			在学期間								
<u> </u>						日 ~					
			(うち支給停」		間等) 目 日	~	年月	月日			
②過去に在籍していた別	川の専攻科の	)学校	在学期間								
<u> </u>			( S. ). 1, (A. ).			日 ~	年	月	日		
			(うち支給停」			~	年月	月日			
				1 ).	, н		Τ /	, н			

[2 1	保護	養者等	ارھ	収入の状況について】
(1	)	専攻	(科)	支援金の支給を受けようとする時期の区分( <b>いずれかの口にレ印を付けてください。</b> )
				6月まで(前年度の課税証明書その他所得に関する書類(以下「課税証明書等」という。)を ださい。)
	7	7月 だ	46	翌年6月まで(今年度の課税証明書等を添付してください。)
(2			月1	日時点( 欄は申請・届出を行う月を記入)における保護者等の状況及び添付する課税証
	明	書等	こつ	いては、次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	次	の保	:護ā	<b>  13年の課税証明書等を添付します。</b>
1		親林	霍者	(両親)2名分
		親林	霍者	<b>1名分(アからウ</b> の <u>いずれか</u> の□にレ印をつけてください。)
2			ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたと しても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
			イ	親権者が1人の場合又はやむを得ない事情により親権者の2人のうち1人の課税証明書等を添付できない場合等
3				後見人 名分 者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
4		生徒	ŧの	生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
(5)		生徒	ŧ本	<u>ل</u>
	課利	見証 見	明書	等の添付はありません。
6		上記合	117	から4の全てに該当せず、生徒本人が未成年で、かつ、課税されるだけの収入を得ていない場
課	税言	证明:	書等	を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要)
H/K	Du H.	114 / 1	□ ·1	氏名     生徒との続柄     氏名     生徒との続柄
***************************************		***************************************		
	_, _			
[3 { 				(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。) 援金の受領及び授業料の弁済並びにこれらに関する手続を学校設置者に委任します。
				学校受付日 年 月 日(学校において記入すること。)

## 専攻科支援金受給資格認定申請者(届出者)一覧表

学校名		受給資格認定 効力発生年月	
-----	--	------------------	--

通し番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間 (月数)	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得確認期間	修得単位要件	出席要件	備考
計	名								

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格認定について

このことについて、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条第4項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 在籍高等学校名
- 3 専攻科支援金支給者 和歌山県知事
- 4 認定区分
- 5 認定年月
- 6 認定期間
- 7 その他
- (1) この受給資格は、2に掲げる高等学校に限り有効です。
- (2) 専攻科支援金の受領及び在学に係る授業料の弁済並びにこれらに関する手続は、学校設置者に委任されています。
- (3) 認定された受給資格に基づき、専攻科支援金支給者(以下「支給者」という。)から支給される専攻科支援金は、要綱第11条の規定により、あなたの就学に係る授業料に充てられます。

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格不認定について

このことについて、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第3条第4項の規定により、下記理由により却下しましたので通知します。

記

(理由)

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格の一時差止について

正当な理由がなく保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったため、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり専攻科支援金の受給資格を一時差止めますので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 在籍高等学校名
- 3 差止開始年月

年 月

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格の消滅について

下記のとおり受給資格が消滅したことを通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 在籍高等学校名
- 3 専攻科支援金支給者 和歌山県知事
- 4 専攻科在籍期間 年 月 ~ 年 月
- 5 消滅理由
- 6 残支給期間 月

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

# 専攻科支援金の受給資格停止申出書

休学のため、専攻科支援金の受給資格の停止を申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

	ふりがな				
生	氏名	姓		名	
徒	住所	Ŧ			
	学校の名称				
学	学校の所在地				
校	学校設置者 の名称				
	休学開始日		年	月	Ħ

学校受付日 年 月 日

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格の停止について

年 月 日付け申出のあったこのことについて、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第5条第3項の規定により、専攻科支援金の受給資格を停止したので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 在籍高等学校名
- 3 専攻科支援金支給者 和歌山県知事
- 4 認定区分
- 5 認定期間 年 月 ~ 年 月
- 6 受給資格停止期日 年 月

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

# 専攻科支援金の受給資格停止解除申出書

専攻科支援金の受給資格の停止の解除を申し出ます。

(注) 保護者による代筆は可能です。

	ふりがな		
生	氏名	姓名	
徒	住所	Ŧ	
	学校の名称		
学	学校の所在地		
校	設置者の名称		
	復学日	年 月 日	

学校受付日 年 月 日

(申請者) 様

和歌山県教育委員会教育長 (氏 名)

専攻科支援金の受給資格の停止の解除について

年 月 日付け申出があったこのことについて、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第6条第3項の規定により解除したので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 在籍高等学校名
- 3 専攻科支援金支給者 和歌山県知事
- 4 認定区分

5 認定期間 年 月 ~ 年 月

6 受給資格停止期日年月7 受給資格停止解除期日年月

테를	空11	号様式	(笙7	7 条関係

# 専攻科支援金受給資格消滅者一覧表

学校名		受給資格 消滅年月	
-----	--	--------------	--

通し番号	認定番号	生徒氏名	消滅理由	専攻科在籍開始年月	備考
計					

年 月 日

和歌山県知事 様

学校設置者 (地方公共団体の名称) 代表者職氏名 印

和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付申請書

年度の和歌山県公立高等学校専攻科支援金について、補助金等金 円を交付されるよう、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 関係書類

- 1 和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付申請内訳
- 2 専攻科支援金に係る予算書の写し

### 別記第13号様式(第9条関係)

## 和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付申請額内訳

				学校設	置者名				学村	<b></b>				
認定番号	受給権者氏名		年度内における月別支給額								- 交付申請額			
<b></b>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	文刊甲請領
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計													
	備考											· · · · · ·		

※この場合において、授業料月額は、当該授業料の月額から当該授業料減免に係る額を控除した額とする。

(学校設置者) 様

和歌山県知事 (氏 名)

#### 和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度和歌山県公立高等学校専攻科 支援金について、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり交付す ることに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 1の内訳は、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付申請内訳記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
  - (1) この要綱の規定を遵守し、専攻科支援金の交付に関する事務を適正に行うこと。
  - (2) 和歌山県補助金等交付規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第22条の規定により、同規則第 13条に規定する実績報告及び第14条に規定する額の確定の手続は、省略すること。
  - (3) 専攻科支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、専攻科支援金の授受に関する全ての関係書類とともに専攻科支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
  - (4) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。
  - (5) 在学する受給権者に対して、その在学に係る授業料を減免したときは、その旨を速やかに届け出ること。

年 月 日

和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付請求書

金 円也

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった和歌山県公立高等学校専攻科支援金について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

なお、添付した納入通知書により支払願います。

年 月 日

和歌山県知事 様

学校設置者

(地方公共団体の名称) 代表者職氏名 印

 (文書番号)

 年月日

(申請者) 様

和歌山県知事 (氏 名)

## 和歌山県公立高等学校専攻科支援金支給実績証明書

このことについて、和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり証明します。

認定番号								
	(ふりがな	)						
氏 名	姓				名			
生年月日		召和 <sup>乙</sup> 成	年		月	日		
高等学校の名称								
在学期間	2	年 月		~		年	月	
支給停止期間		年	月	~		年	月	
設置者	和部	中,						
残支給月数								

和歌山県知事 様

### 和歌山県公立高等学校専攻科支援金支給実績証明書発行申請書

和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱第13条第2項の規定により和歌山県における専攻科支援金の支給実績証明書の発行を申請します。

申出者(生徒)	氏名	(ふりがな)						
		姓			名			
	生年月日	昭平	和 年	月		F		
	現住所	〒 (ふりがな)						
			都道 府県		市区 町村			
支給実績を証明する就学	高等学校の名 称							
	所在地							
	設置者							
	認定番号							